

建設リサイクル法届出(通知)済証について

大阪府では、平成15年10月1日より、府所管地域における建設リサイクル法の届出書及び通知書を受け付けた際に、届出(通知)済であることを工事現場において明確にするために、「建設リサイクル法届出(通知)済シール」を交付していましたが、令和7年1月27日より届出(通知)済シールに代わり、「建設リサイクル法届出(通知)受領証」を交付しています。

受領証内の「建設リサイクル法届出(通知)済証」を、工事現場に掲示する標識に下記のとおり貼付けて下さい(工事終了後は速やかに剥がして下さい)。

(建設業許可業者の場合)

※ 以下の標識は、建設業法の規定により、工事現場毎に掲示することが義務付けられています。

| 建設業の許可票 | |
|----------------|----------|
| 商号又は名称 | |
| 代表者の氏名 | |
| 主任技術者の氏名 | 専任の有無 |
| 資格名 | 資格者証交付番号 |
| 一般建設業又は特定建設業の別 | |
| 許可を受けた建設業 | |
| 許可番号 | |
| 許可年月日 | |

届出(通知)済証貼付位置

(解体工事業登録業者の場合)

※ 以下の標識は、建設リサイクル法の規定により工事現場毎に掲示することが義務付けられています。

| 解体工事業者登録票 | |
|--------------------|--|
| 商号、名称又は氏名 | |
| 法人である場合の 代表者の氏名 | |
| 登録番号 | |
| 登録年月日 | |
| 技術管理者の氏名 | |

届出(通知)済証貼付位置

(問合せ先) 大阪府都市整備部 住宅建築局建築指導室 審査指導課 開発許可グループ
(建設リサイクル担当) TEL 06-6941-0351(代表)内線 3092

お知らせ 解体工事業者の登録の有効期限は5年です。5年ごとに登録を更新しなければ、登録は無効となります。
また、更新手続きは現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに行ってください。
なお、更新手続きは現に受けている登録の有効期間が満了する日の3ヶ月前から可能です。

(問合せ先) 大阪府都市整備部 住宅建築局建築指導室 建築振興課建設業許可グループ TEL 06-6612-1967